

沿岸広域振興局長告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年4月4日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372900076	社会福祉法人堤福社会	ゆーらっぷ指定通所介護事業所	上閉伊郡大槌町吉里吉里第32地割18番25	令和5年3月31日